

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成25年1月17日(2013.1.17)

【公表番号】特表2008-537042(P2008-537042A)

【公表日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-036

【出願番号】特願2008-507062(P2008-507062)

【国際特許分類】

E 05 B 65/00 (2006.01)

E 05 B 15/02 (2006.01)

E 05 C 19/06 (2006.01)

A 47 L 15/42 (2006.01)

【F I】

E 05 B 65/00 N

E 05 B 15/02 B

E 05 C 19/06 A

A 47 L 15/42 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年11月20日(2012.11.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

食器洗い機器である家庭用機器であって、家庭用機器における可動な閉鎖エレメント(3)であるドア、蓋、フランプをロックする装置を有し、該装置が家庭用機器のケーシング(1)及び/又はフレーム及び/又は洗い容器に配置された閉鎖フック(5)又は閉鎖ピンを有しており、該閉鎖フック(5)又は閉鎖ピンが処理室を閉鎖するために閉鎖エレメント(3)における係合区分に係合させられかつ処理室を開放するために前記係合が外される形式のものにおいて、前記係合区分が閉鎖エレメント(3)にエンボス加工されており、前記係合区分が閉鎖エレメント(3)における凹設部(6)によって形成されており、金属薄板部分としてインナードアが形成されており、前記凹設部は前記インナードアの統合された構成部分として、前記インナードアの薄板部分にエンボス加工されていることを特徴とする、家庭用機器。

【請求項2】

前記係合区分が閉鎖エレメント(3)であるドアの側面に配置されている、請求項1記載の家庭用機器。

【請求項3】

前記係合区分が閉鎖エレメント(3)の上方の側面に配置されている、請求項2記載の家庭用機器。

【請求項4】

前記係合区分が閉鎖エレメント(3)の回転軸線に向き合った前記閉鎖エレメント(3)の側面に配置されている、請求項2又は3記載の家庭用機器。

【請求項5】

前記係合区分が側面の長手方向の寸法の中央で該側面に配置されている、請求項2から4までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 6】

閉鎖エレメント(3)が旋回可能かつ／又は摺動可能な、家庭用機器のケーシング(1)の開口を介して接近可能な該ケーシング(1)の内室(2)を閉鎖するためのインナードアである、請求項1から5までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 7】

閉鎖フック(5)又は閉鎖ピンが家庭用機器のケーシングルーフに統合されている、請求項1から6までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 8】

閉鎖フック(5)又は閉鎖ピンと前記凹設部(6)とが、ロックする場合に、閉鎖フック(5)又は閉鎖ピンが前記凹設部(6)内へ垂直に運動して該凹設部(6)と協働するように構成されている、請求項1から7までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 9】

前記凹設部(6)が平面図で見てほぼ長方形の縁部を有している、請求項1から8までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 10】

前記縁部が丸みのつけられた角及び／又はエッジを有している、請求項9記載の家庭用機器。

【請求項 11】

前記凹設部(6)がその最深部(6c)に向かってテープを有している、請求項1から10までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 12】

前記凹設部(6)がその最深部(6c)に急傾斜で延びる第1の区分(6f)と、該第1の区分(6f)に向き合った、最深部(6c)に緩傾斜で延びる第2の区分(6a)とを有している、請求項1から11までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 13】

前記第1の区分(6f)が、閉鎖エレメント(3)のロック状態で、閉鎖エレメント(3)の開放を阻止するために閉鎖フック又は閉鎖ピンのためのストップを成している、請求項12記載の家庭用機器。

【請求項 14】

前記第1の区分(6f)が前記凹設部(6)の開口平面に対し、80°と90°との間の角度を成して延びている、請求項12又は13記載の家庭用機器。

【請求項 15】

前記凹設部(6)の開口平面に対する前記第1の区分(6f)の角度は85°である、請求項14記載の家庭用機器。

【請求項 16】

前記第2の区分(6a)が前記凹設部(6)の開口平面に対し、45°又はそれよりも小さい角度を成して延びている、請求項12から15までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 17】

前記凹設部(6)の開口平面に対する前記第2の区分(6a)の角度は、10°と30°との間の角度である、請求項16記載の家庭用機器。

【請求項 18】

前記凹設部(6)の開口平面に対する前記第2の区分(6a)の角度は20°である、請求項16又は17記載の家庭用機器。

【請求項 19】

第1及び／又は第2の区分(6f, 6a)が台形に構成されている、請求項12から18までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項 20】

第1及び／又は第2の区分(6f, 6a)が前記凹設部(6)の開口の周方向で、前記凹設部(6)内で丸みのつけられた区分(6b, 6e)に接続している、請求項12から

19までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【請求項21】

前記凹設部(6)によって形成されている前記係合区分がインナードア又はアウタードアと一緒に構成されている、請求項1から20までのいずれか1項記載の家庭用機器。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0001

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0001】

本発明は、家庭用機器、特に食器洗い機器における可動な閉鎖エレメント、特にドア、蓋、フラップ又はそれに類似したものをロックするための装置であって、家庭用機器のケーシング及び／又はフレーム及び／又は洗い容器に配置された閉鎖フック又は閉鎖ピンを有し、該閉鎖フック又は閉鎖ピンが閉鎖エレメントをロックする場合に該閉鎖エレメントにおける係合区分に係合させられかつロック解除する場合に前記係合が外される形式のものに関する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

本発明による家庭用機器、特に食器洗い機器における可動な閉鎖エレメント、特にドア、蓋、フラップ又はそれに類似したものをロックするための装置であって、家庭用機器のケーシング及び／又はフレーム及び／又は洗い容器に配置された閉鎖フック又は閉鎖ピンを有し、該閉鎖フック又は閉鎖ピンが閉鎖エレメントをロックする場合に該閉鎖エレメントにおける係合区分に係合させられかつロック解除する場合に前記係合が外される形式のものにおいては、前記係合区分は閉鎖エレメントにエンボス加工によって形成されている。有利には前記係合区分は閉鎖エレメントにおける凹設部によって形成されている。